

後期高橋財政と「国債漸減」政策

——「危機」における大蔵省の政策決定過程——

井 手 英 策

要 旨

本稿の課題は、大蔵省の実践知的行動様式という視点から、後期高橋財政における引締め路線への転換を明らかにすることにある。その際、賀屋・津島・青木文書といった大蔵省資料を用い、これまでに明らかにされてこなかった政策決定過程を解明する。

高橋財政論には、国債発行を市場の制約から開放した新規国債の日銀引受発行と、昭和11年度予算編成における軍事費の膨張という二つの論点が存在している。前者では、軍事費の膨張を制度的に担保した側面と、機動的な財政出動を可能にし経済の回復テンポを早めた側面とが対立し、後者では、軍部の予算要求を受入れ戦時財政への移行をスムーズにしたという評価と、軍事費の膨張への抵抗・財政の生命線の死守という評価とが対立する。

大蔵省の政策体系は政治的要因への対応形態として把握できる。昭和9年下期に顕在化する財政の「危機」＝国債消化の難渋に対して、金融界の政治的圧力と自らの財政健全化の意志を背景に、金融政策の維持と財政政策の転換を決定、社会・経済的秩序の統合を図る一方、昭和11年度予算編成では、会計間調整・協力予算による財源の捻出、継続費の増大による一時的予算圧縮という実践知的な政策対応によって軍部の予算膨張圧力に対抗、「国債漸減」という命題を達成する。しかし、抑制された予算総額における軍事費の変態的膨張という形で、実践知的対応は限界も同時に露呈してしまう。

目 次

はじめに	III. 「均衡」財政への復帰と昭和11年度予算編成
I. 金融情勢の変化と国債消化の停滞	1. 昭和11年度予算編成方針の確定
1. 昭和9年下期の金融情勢	2. 一般・特別会計間調整による財源捻出
2. 金融政策の現状維持と「国債漸減」政策への	3. 継続費の累積と「国債漸減」の死守
転換	結 語
II. 大蔵省における「国債漸減」論議	

はじめに

井上準之助による金解禁政策は、金の流出と厳しいデフレーションを惹起し、疲弊しきった経済と、それに追い討ちをかけるように勃発した満州事件は、需要サイドからの国家財政の膨張を不可避にしていった。この「危機」に登場したのが老蔵相高橋是清である。高橋蔵相は日銀引受による新規国債発行を背景に、時局匡救費並びに満州事変費を歳出予算に計上、大規模なスpendingを通じて経済を回復させることに成功した。反面、陸軍を中心とする軍部の予算要求に対しては比較的寛容であり、軍事費の増大を容認してきたことも広く知られている。

このような高橋財政の評価を巡って、おおまかに二通りの研究蓄積がなされてきた。

第1は、無制限な財政膨張と経済の軍事化という視点から批判的に高橋財政を捉えた財政史研究である¹⁾。ここでは、昭和7年11月に開始された日銀引受による新規国債発行がもたらした急激な財政膨張と、これを制度的与件とした軍事費の相対的・絶対的膨張が重視される。この立場に立つと、財政が政治的圧力にさらされる契機をもたらしたものとして「財政を社会の諸勢力に開放したため統一的財政政策の展開がいよいよ困難になった²⁾」といった評価がなされることになる。

第2は、政治的圧力と経済政策の問題を切り離し、経済的観点から前期高橋財政におけるフィスカルポリシーの効果、後期高橋財政における「平和的経済成長の途³⁾」を強調する経済史を中心とした研究である⁴⁾。これは、恐慌からの回復過程においてなされたフィスカルポリ

シーを「管理通貨制下における戦後の経済政策体系の出発点⁵⁾」と評価する一方、後期高橋財政での軍事費膨張圧力を政治的主導力の移行問題として回避することによって、ケインズ的経済政策という観点から従来の「高橋インフレ財政論」に対抗する視点を提供したものである。

これらの研究史上的対立を念頭において高橋財政の論点を要約すると以下のように整理できる。まず、第1は、日銀引受に対する評価である⁶⁾。ここでは、財政膨張は日銀引受制度の持つ特質によってもたらされる必然的な帰結であると見做す視角と、後期高橋財政における「国債漸減」政策の様に、運用方法次第では財政膨張への歯止めが可能であると考える視角が対立する。つまり、「国債の日銀引受が行われている様な状況では、安易に財政膨張が進むのは自然であり、そこへ経済合理性以外の外的要因が加わったときには必ずやインフレ加速につながる⁷⁾」という記述に見られる様に、経済合理性以外の外的要因、すなわち、政治的要因と制度的メカニズムの関係を一体的に捉えるのか、あるいは「経済構造から観察できる」選択肢が「はたして政治構造、政治力学からしても選択可能な」選択肢であったかどうかは「また別の検討を要する問題⁸⁾」として区別して論じるのかが論点となるのである。

第2は、軍事費の増勢に対する認識の相違である。財政支出全体でみると前期高橋財政と比べ後期高橋財政では明確な抑制傾向が見られる⁹⁾。これに対し、軍事費は全体を通じて膨張傾向にあり、この軍事費の膨張に対する見方が一つの鍵となる。この点に関して『『高橋財政』後期には国債漸減方針を打出すなど、その『積極放漫』の中に健全財政への志向も同居していたところも認められる』が「高橋蔵相存命

でも財政需要を圧縮したか疑問が残る¹⁰⁾」として軍事財政の端緒と見做すか、後期高橋財政における軍事費の水準を「日中戦争期にくらべればはるかに低水準であるし、日清戦争や第一次大戦終了後の数年間の一般会計中の軍事費割合、四十二—五十一%とくらべても低い水準である¹¹⁾」として、軍事費の膨張抑制を強調するかが二つ目のポイントになる。

以上のように問題を把握した場合、次の2点に関する考察が必ずしも十分でないことが分かる。第1は、何故、軍部との対立というリスクを冒してまで後期高橋財政では財政支出の膨張抑制が意図されたのかという政策意図の問題であり、第2は、この様な意図はいかなる政策体系・決定構造のもとにあったのかという政策決定過程の問題である。これまで高橋財政の政策転換については、原朗の記述に代表されるように、昭和9年度を境に「非常に厳格な緊縮方針が貫かれ」「初期高橋財政の膨張政策と、後期高橋財政の緊縮政策とは明確な対照を示している¹²⁾」という指摘がしばしばなされてきた。しかし、「転換期における政策意図と政策決定過程」はその重要性にもかかわらず十分に検討されてこなかったといってよい。その結果、経済史では、前期におけるケインジアン高橋が、後期では突然健全財政主義者として断絶して捉えられることになり、財政史研究においては、高橋=インフレーションナリストという視点に立つため、引締め過程における財政当局の政策運営努力がほとんど論じられてこなかったのである。

本稿では、津島文書、賀屋文書、青木文書という一連の大蔵省資料に依拠しつつ、政策転換の背後にある財政当局の政策体系、とりわけ、実践知¹³⁾的対応に注目することで後期高橋財政

における財政引締め政策の意義を検討することを目的としている。高橋蔵相の持つケインジアン的もしくはインフレーションナリスト的な政策理念・経済思想にのみ注目した説明、あるいは、高橋財政における財政支出の持つ経済的パフォーマンスの分析という視点だけでは、先に述べた「転換期における政策意図と政策決定過程」という問題に応えることができないのである。

I. 金融情勢の変化と 国債消化の停滞

本節の課題は「後期高橋財政」における政策転換を規定した経済・政策環境を解明することにある。熾烈な予算要求が予測される軍部との衝突というリスクを負いながらも、大蔵省があえて「国債漸減」を選択した意図はいかなる点にあったのであろうか。

1. 昭和9年下期の金融情勢

昭和9年下期になるといいくつかの金融現象に変化が表れた。はじめに、昭和9年における低金利の趨勢、いわゆる「金利平準化」運動の推移について見ておこう。

昭和8年7月の日銀公定歩合引下げに伴い、日銀に報告のある預金協定組合中、149組合が定期預金利の利下げを行った。いわゆる第一次利下げ運動である。しかし、その後、翌9年2月までに利下げを行った組合は27組合に減少、利下げ機運は停滞し低金利も一巡したと思われた。ところが昭和9年3月～7月間に159組合が一斉に利下げを実施、その結果3分7厘から5分7厘に及んでいた最低・最高利率の幅も3分7厘から5分2厘に縮小、3分7厘から4分

2厘までの低利率を採用した組合数も240組合中92組合から172組合へと激増したのである¹⁴⁾。

(第二次利下げ運動)

この第二次利下げ運動の展開は第一次利下げ運動といかなる関係にあったのだろうか。もう少しミクロのレベルで見てみよう。第二次利下げ運動の特色は「利下げに目立つ点は比較的高率なる地方が低率に接近したる」ことにあり、「利下げ程度の特に大なりしは東北四国及北陸」といった地方都市がその原動力となっていた点にあった¹⁵⁾。事実、東京・大阪の両都市では昭和9年以後利下げが全く行われていないし¹⁶⁾、反面利下げを行った159組合中101組合が三大都市圏以外の地方である。つまり、第二次利下げ運動に見られる金利低下は地方への低金利の浸透を示すものであり、全般的な金利の低落傾向とその調整が9年上期に進行していたことが分かる。続いて9年下期以降の推移を確認しておくと、昭和9年8月から翌10年6月までに利下げを行った組合は49組合にすぎず、とりわけ昭和10年上期に入るとわずかに4組合を数えるのみとなる。金融市場は「前年来の金融緩慢の大勢には大なる変化なき」ものの「一般金利の低下に併行して預金利子の引下、資金の証券放資等に漸次不自然なる緩慢情勢は調整せられ金利の低下は一と先づ停頓の状態を見るに¹⁷⁾」至ったのである。(金利の平準化)

このように、中央・地方間にタイムラグを伴いながら低金利政策が浸透していった背景としては、時局匡救事業による資金需要が比較的地方には存在しており、貸付金利とそれに連動する預金金利の低下が遅れたこと、低金利政策の初期段階では資本の中央集中が進み地方は資金不足であったことなどがあげられる¹⁸⁾。逆説的に言うならば、第二次利下げ運動は時局匡救事

業支出の消極化と資金需要の停滞に基づく地方金利低下の進行、都市部偏重の跛行的景気回復¹⁹⁾による中央の金利低下の鈍化によってこのようなタイムラグが解消する過程であったともいえよう。そこで、以下、部分的ながらも活発化した資金需要とそれを受けた預金・貸付金の趨勢変化を確認しておこう²⁰⁾。

9年上期は、系価暴落に基づく繭資金需要の激減をはじめとした一般事業資金需要薄、さらに借入金の低利社債による借換推進によって貸出の減少傾向は引き継続していた²¹⁾。これに對して、下期の情勢変化を東京手形交換所の主事であった中村忠彰は次のように述べている。「然るに昭和九年度下半期に入ってより、事業界に於ける長期借入金社債化運動も一段落となり、同時に貸出需要が喚起され、…十年上期には景気の反動襲来によって幾分減少したが…殊に十年下期に於いては景気の再上昇に基く貸出の著増を見た結果、預金の増加があったに拘らず預金超過額の増加度は著しく鈍化した²²⁾。」

以上の記述を定量的に把握しておこう。はじめにマクロ的な資金需要を確認すると、銀行会社計画資金で見た場合、8年度は南満州におけるものが4億6,000万円あったが、9年度にはこれが1億9,000万円に減少する反面、内地における新資本額が前年比約4億3,000万円増の10億9,000万円となり、前年に比し約2億円増大した。9年上期の計画資本総額が5億1,495万円であったのに対し下期は8億950万円とこれまた大きな伸びを示している²³⁾。

この変化が預貸市場に与えたインパクトは表1に明らかである。まず、資金需要の活発化を受けて貸出が9年下期に増勢に転じている点は注目すべき事実であるといえよう。対前期比の伸び率で見た場合、金融の季節変動を考慮して

表1 預金市場・貸付市場の動向

(単位 100万円)

	昭和7年下期	昭和8年上期	昭和8年下期	昭和9年上期	昭和9年下期
預金科目					
普通預金	1,020	1,118	1,167	1,191	1,198
定期積金	656	641	650	634	668
公金預金	290	223	273	201	252
当座預金	1,178	1,213	1,314	1,291	1,415
特別当座預金	1,821	1,849	1,919	2,024	1,961
通知預金	510	539	591	649	605
定期預金	5,193	5,647	5,557	5,851	6,043
その他	493	409	409	404	394
計	11,164	11,642	11,883	12,250	12,539
貸出金科目					
証書貸付	3,908	3,780	3,662	3,464	3,412
手形貸付	3,974	3,942	3,791	3,726	3,763
当座貸越	829	835	813	795	762
コールローン	381	352	474	518	431
割引手形	1,722	1,686	1,827	1,635	1,883
計	10,816	10,596	10,568	10,139	10,252
預金科目					
普通預金	—	8.8%	4.2%	2.0%	0.6%
定期積金	—	-2.3%	1.4%	-2.5%	5.1%
公金預金	—	-30.0%	18.3%	-35.8%	20.2%
当座預金	—	2.9%	7.7%	-1.8%	8.8%
特別当座預金	—	1.5%	3.6%	5.2%	-3.2%
通知預金	—	5.4%	8.8%	8.9%	-7.3%
定期預金	—	8.0%	-1.6%	5.0%	3.2%
その他	—	-20.5%	0.0%	-1.2%	-2.5%
計	—	4.1%	2.0%	3.0%	2.3%
貸出金科目					
証書貸付	—	-3.3%	-3.1%	-5.4%	-1.5%
手形貸付	—	-0.8%	-3.8%	-1.7%	1.0%
当座貸越	—	0.7%	-2.6%	-2.2%	-4.2%
コールローン	—	-7.6%	34.7%	9.3%	-16.8%
割引手形	—	-2.1%	8.4%	-10.5%	15.2%
計	—	-2.0%	-0.3%	-4.1%	1.1%

注) 下段百分率は対前期比伸び率。

〔出所〕「昭和9年の本邦金融界の概況」より作成。

8年下期と9年下期を比較すると、長期貸付である証書貸付が-3.1%から-1.5%へと減少額を鈍化させているのに加え、手形貸付が-3.8%から1.0%へ、短期貸付である割引手形に至っては8.4%から15.2%へと大幅な増大を示している。一方、預金総額においては、定期預

金が-1.6%から3.2%へと増勢を示し預金の趨勢変化を中和しているため、貸付金ほどのドロスティックな変化は見受けられない。しかし、主要預金科目別にみてみるといくつかの基調変化が確認できる。普通預金が4.2%から0.6%へ、特別当座預金が3.6%から-3.2%へと減少

しているのに加え、商取引の活発化を示す当座預金も7.7%から8.8%へと増大を示しており、景気の回復基調が鮮明になっていた事実を示唆している。

短期金融市場や起債市場にも同様の基調変化が観察される。7月末の数日間に三菱重工業株申し込み金証拠金1億円中8,000万円が大小銀行より三菱銀行に移ったことが口火となり、8月に入っても酒税の国庫移納、満鉄社債の払込など資金の移動材料が輻輳した結果、コール市場は逼迫し²⁴⁾、翌日物最低で9年上期平均6厘8毛に比較し7月には8厘、8月には9厘と高騰を示したのである²⁵⁾。市中銀行の日銀への資金借入申し込みが殺到した結果、日銀帳尻は貸出高8億800万円を算し「地方決済資金が動いているとはいっても、まさに異例²⁶⁾」の出来事であった。

このような変化の説明にはコール市場の消極的地位という構造的な事情が指摘されねばならない。これには次のような背景があったと言われている。第1は、市場の持つ制度的欠陥である。コール取引が無担保長期物かつ少數銀行間取引に限定されていたため、資金ポジションが一斉に悪化した時コール資金は預金準備としての用をなさないという金融恐慌時の経験からコール取引が敬遠された²⁷⁾。第2は、日銀オペの影響である。日銀オペによるマネーサプライコントロールの結果、コール市場の規模縮小に拍車がかかり、市場は恒常的な資金不足に陥ったのである²⁸⁾。コール市場規模が消極化するとコールレートが乱高下しやすくなることは言うまでもない。また、金融恐慌以後の我国コール市場は普通金融機関が資金を放出する一方、コールの取り手として横浜正金銀行、朝鮮・台湾銀行といった特殊銀行が重要な位置を占めて

いた²⁹⁾。そこへ、普通銀行が突如市場へ参入したことと短資の引締まりをもたらしたのである。

最後に起債市場を見ておくと、9年下期には株式市場が大崩落、一流株が六分内外に買い叩かれる同時に、国債もまた上期の106円より一挙4円の暴落、利回りも4分6厘と前年6月以来の高率を示しており、「証券恐慌」ともいうべき状況に陥っている³⁰⁾。これは、一般には五分利公債借換説、あるいは、藤井蔵相の就任による増税懸念といった政治的要素を背景とした市場の動搖であったといわれている³¹⁾。しかし、市場が財政・金融政策の転換のシグナルを受け止めた結果とも解釈でき、少なくとも、経済の回復=緊縮政策への転換という判断が市場に広がりつつあったことを示すものといえよう。

以上に見てきた、民間資金需要の活発化、金利の平準化と短資の引締まり、起債市場の不振といった昭和9年下期の金融情勢の変化は、財政当局・経済界に大きな影響を及ぼした。そこで以下、経済界の認識と財政当局の対応を明らかにしておこう。

2. 金融政策の現状維持と「国債漸減」政策への転換

財界は以上の基調変化を概して楽観視しており、低金利政策の推進・追加的な金融緩和を求める声を高めていた。日本実業協会が高橋に提出した建議書³²⁾では、コール市場の引締まりを「コール資金放出を手控へて公債や社債等への投資を多くした」結果と捉え、「明らかに銀行預金利子…従ってその引下の前提をなす郵便貯金利子…の過高、及び国債発行利率の過高を示すもの」と厳しく追及した後、公債発行条件は

「3分5厘乃至それ以下に下るべき大勢にある」とし、そのためには郵貯利子を「現行3分を差当り2分4厘に引下げ」ことによって政府が低金利政策のイニシアティブを発揮すべきであると強く要求している。また、金融研究会による「金輸出再禁止後の我国金融事情³³⁾」も「日本銀行のオープン・マーケット・オペレーションにより市場資金が吸収せられ短資の市場が狭隘化せる結果である」として「日本銀行は今後市中銀行の希望に応じて漫然と公債売却を為すが如きことなく、之を金融の情勢に適合せしむべきであって民間預金一億円を限度とし、公債売却を差し控ふるが如き方法をとる可きであるという主張もあった」と金融逼迫要因の排除が求められたことを紹介している。

これに対し、金融界においては金融政策の現状維持・公債市価安定の要請が主流であった。安田銀行副頭取の森廣蔵は「若干の金融問題に就て」と銘打った講演において「金利の基準線を容易に動かし難い此現勢からみれば預金利子引下の余地は今の所あるとしても僅少」であり「仮に財政の工作上相当低下させる事があるとしても、世界的不況時代にそれは必ずしも健全なる新規事業を誘発するものでは無い事は既に各国に於て試験済みである。」と述べ金利の引下げが臨界点に達していることを主張している。さらに五分利公債の借換問題に関連して「公債市価が不安動搖するとすれば、更に其上多額の新規公債の増発は果して円滑に行ひ得るだろうか。公債市価が根本的に動搖してくるとすれば、今既に多額の有価証券を所有する金融界は、迷惑なくしてすまし得るだろうか。」と述べ、国債市価の安定を強く求めている³⁴⁾。昭和財界史にも「潜在インフレが表面に発火して、いはゆる悪性インフレの症状を呈する危機

が切迫してをりはせぬか。この問題は、低金利がそこをついたといふ議論とともに何回となく提出されたが、見方によっては軍事費の累増にブレーキをかけようとする金融資本の示威運動であろう³⁵⁾。」として、金融界からは追加的な金融緩和措置がインフレを引起す可能性があること、軍事費の増大を牽制する形で国債市価の安定が主張されたことが間接的に表現されている。

このような、追加的金融緩和という財界の圧力と従来の金融政策スタンスの維持、国債市価暴落の回避という金融界の圧力の狭間にあって、大蔵省はいかなる判断を下したのか。財政・金融政策それぞれの観点からこれらを検討しておこうにしよう。

そもそも9年下期の金融基調の変化自体は金融政策的観点からはさほど深刻な危機としては受け止められていなかった。前掲「昭和9年の本邦金融界の概況」では昭和9年全体の趨勢を「其の緩慢の程度は可成に調整せられ從って金利の低下は一服の状態」と述べ、「金利負担の軽減による利益は同年に入りて漸く均霑し得るに至れる」と評価しており、景況感の好転を示すものとして好意的に受け止められている。しかし、反面で財政的見地から考えられる影響には慎重な見方を示していた。「上期中は市場に於て前年以上に旺盛なる消化を示したるも下期に入りては8月以降売行甚だ振はず……前年に於ける10月以降の売行停滞に比し尚著しき減退を示した」あるいは、証券市場の崩落は「変態的膨張期の行き閑へを示唆するものとして注目に値する³⁶⁾」との指摘がなされ、国債消化の難渋化、財政膨張の抑制といった財政的側面からの政策転換の必要性は明確に意識されていたのである。これらの指摘を検証するにあたり、日

銀オペの趨勢から国債消化の状態を明らかにしておこう³⁷⁾。

昭和9年3月に「金融の漸次緩慢を見越さるる折柄、投資熱は以前衰へず」「本行所有四分利及び四分半利国債の買入」が「多額に」行われた後、4月も「金融の基調は依然緩慢を予想せらるる」状況にあり「本行所有公債売却高も相当巨額に」上った。5月には「六月期限国債の現金償還見越もあり」本年度中最も「巨額に」上る売却を示している。6月は上半期の決算月であり、金融市場は閑散としたが、翌月には好調を取り戻し「本行所有公債の売却高は引続き巨額に達し」ている。これらの動向は表2に明らかであり、4月1億1,400万円、5月1億8,500万円、7月1億7,800万円と国債売却のピークを形成している。一方下期になるとこれが一変し、8月「短資市場の引き締まりに伴ひ証券業者等の嫌気投売出し中旬以降再び落勢に転じ、月中銀行その他の本行に対する公債買入申込も不振を免れざりき。」9月「市場の人気萎縮して商内見送られ、相場弱歩合を呈したる。本行所有公債の売行も亦小額に止まりたり。」10月「下旬増税説に關係し五分利公債に又復借換論台頭し、更に月末株式相場の崩落に誘われ買方の狼狽的投物ありて五分利公債中心に諸債反落」11月「増税懸念に依る株式相場の崩落に一時衝動を受けたる外、上中旬を通じ格別の変化なく推移」12月「国債市場は通月閑散を告げ、相場も概して不味を免れざりし」といった具合であり、前述の金融基調の変化と対応して明らかに国債の売却が停滞しているのが分かる。

このような国債消化の難渋がもたらす財政運営上の「危機」が認識されると同時に、実体経済へのディストーションを懸念する、マクロ経

済的観点からの「危機」も認識され始めていた。藤井蔵相の下で作成された「今後における公債消化力の限度³⁸⁾」にはこの点がはっきりと示されている。

「今後財界景況が引続き良好なりとせば其方面的資金需要は当然喚起せらるべき銀行の貸出社債の発行自ら増加し銀行の公債引受能力は自然縮小を見る……資金配分上国債偏重の弊を是正するの要あるべく此の見地よりするも国債の発行額を漸減するに有らざれば到底今日迄の如き市場消化を期待し難きものと思考せらる」

つまり、金融機関の余剰資金が国債投資から貸出へとシフトし、民間資金と政府資金の競合が顕在化し始めた後の国債発行は資源配分を歪めてしまうことを指摘し、マクロ経済的観点からの「国債漸減」への政策転換の必要性が明言されるのである。

次に、金融政策に対する財政・金融当局の認識を明らかにしておこう。

大蔵省の基本認識は、「低金利は一般産業政策上歓迎せらるるは固より政府財政上も利子負担を軽減する所以なるを以て抽象論としては低金利益々可なりと雖も利廻り著しく低下するときは一般公衆の国債投資を誘ふこと困難となり銀行も亦国債利廻りの低下に応じて必ずしも預金利率を低下する能はざるを以て其の国債投資を困難に導く³⁹⁾」というものであった。これに対し、財界からの要求は「低金利自体或程度を超ゆれば却て国債消化の行詰原因を組成するものなる事を知らざる」ものであり、低金利政策を強行することは「国債消化行詰りの時期を早むるに過ぎざる」と批判的に検討されている。

この点に関しては昭和9年8月15日に行われた「大蔵日銀当局懇談会⁴⁰⁾」における日銀正副総裁との以下のやり取りが大変興味深い。ま

表2 日銀引受額及び所有国債売却額 (単位 100万円)

	昭和7年度	昭和8年度	昭和9年度	昭和10年度
売却額				
1月	—	61	61	92
2月	—	3	87	74
3月	—	55	97	37
4月	—	86	114	23
5月	—	212	185	73
6月	—	66	65	60
7月	—	44	178	74
8月	—	22	33	80
9月	—	238	10	87
10月	—	34	34	54
11月	—	—	28	10
12月	16	20	36	39
合計	16	841	928	703
引受額				
1月	—	200	—	—
2月	—	—	—	—
3月	—	315	160	228
4月	—	—	—	—
5月	—	—	—	—
6月	—	—	91	—
7月	—	—	200	200
8月	—	—	—	—
9月	—	300	—	—
10月	—	—	—	200
11月	200	300	250	123
12月	—	—	—	—
合計	200	1115	701	751
売却率				
1~3月期	—	23.1%	153.1%	89.0%
4~6月期	—	—	400.0%	—
7~9月期	—	101.3%	110.5%	120.5%
10~12月期	8.0%	18.0%	39.2%	31.9%
年度別	98.3%	99.3%	99.6%	77.2%
暦年別	8.0%	75.4%	132.4%	93.6%

注) 年度別売却率は「昭和財政史【国債】」より引用。

〔出所〕「日本銀行所有公債売却高月別調」昭和財政史資料6-036-09

「日本銀行国債引受額月別調」同6-036-10及び、日本銀行百年史資料編

ず、土方日銀総裁がコール市場の逼迫を引き合いに「短期資金は最近先月末及び今月初旬に多少硬化したり……併し此の短期資金の硬化は一時的現象なるべく金利の大勢は緩慢なるものと

推測し居れり」と現状維持的な主張をし、深井副総裁も「金利の本質的地位はコール・マーケットに存せず。又コール・マーケットの資金潤沢は或る意味に於て市場の不健全を意味する

ものとも解釈すべきなり」として土方総裁の発言を裏書きした⁴¹⁾。このような金融当局の認識を受けて大蔵大臣は「財界に対することは徒に功を急ぐよりも寧ろ徐に之を量り且急激なる変動を与えざるを可とすべき」と発言し、追加的な金融政策についても「今日迄の金利政策其の他の方針に変更を加ふるの必要なく之を維持続行すべきこと」つまり、金融政策の現状維持が確認されるのである。

以上の推移の中で、続く昭和9年9月20日、東京銀行俱楽部において、藤井蔵相は「政府と致しましては今日迄低金利政策が我国産業の回復に対し、至大の好影響を齎し、其効果極めて顕著であったに鑑みまして、此政策を維持続行する積りであります。唯之が実行に当っては、財界の実勢に即せずして徒に先走るが如きことを避け、特に困惑を誘致し、将来に反動の危険を醸すこと無きよう、細心の注意を払うことが肝要であります⁴²⁾。」と述べ、金融政策の大勢に変化なき事を正式に表明している。

以上の分析から明らかなことは、民間資金需要の増大に基く金融基調の変化は、国債をさらに有利な投資対象とすべく金利の引下げを行うのか（追加的金融政策の発動）あるいは国債の発行自体を削減して財政の均衡回復を目指すのか（財政政策の転換と金融政策の維持）についての二者択一を財界・金融界からの圧力という形で財政当局にもたらしたことである。これに対して、大蔵省は、国債市価の安定と国債消滅の確保、財政に対する信用の維持と通貨価値の安定という金融界の主張と軌を一にする財政的、マクロ経済的「危機」の視点から、「国債漸減」への転換と金融政策の現状維持を選択した。未だ本格的な統制経済に突入する以前のこの時期にあって、金融機関の営業収益的

観点から国債消滅が減少すること、あるいは国債市価の低落によって国債の市場放出が活発化することは当局としては断固阻止されねばならなかつた事態である。その意味で金融界の利益をある程度保証しながら「危機」を回避することは、大蔵省の意図のみならず社会・経済的利益にも合致することだった。すなわち、「国債漸減」による財政節度の回復という大蔵省の政策意図を金融界の要求に一致させながら政策転換を図ることで、社会・経済秩序の維持・統合を試みたのである⁴³⁾。

II. 大蔵省における「国債漸減」論議

前節で検討したような財政の「危機」に対して、大蔵省理財局を中心に今後の財政運営の転換を巡る活発な議論が展開された。いわゆる「国債漸減」論議である。本章では昭和11年度の予算編成を前後して展開された「国債漸減」論議の概要を明らかにし、大蔵省の予算編成方針が確立される過程を分析する。現時点で確認できる資料の中から「公債発行限度に関する調査」（昭和10年1月20日）「我国財政の現状と公債政策（前編）」（昭和10年8月）を取り上げ、後期高橋財政への政策転換＝「国債漸減」論議について見ていく⁴⁴⁾。

昭和10年1月20日、理財局において「公債発行限度に関する調査」が作成される。内容は大蔵省が「国債漸減」を財政運営上不可欠のものとして認識したこと、つまりは国債発行＝財政膨張といった政策方針の転換を決定したことを示すものであり、国債発行の増大が「財政の前途に不安を齎すのみならず戦時における財政の弾力を失ふ所以⁴⁵⁾」として、公債消化力の限度に

について多面的かつ詳細な分析を加えている。

本資料において注目されるのは国債の強制保有を初めて明確に検討している点である。まずははじめに「立法その他の強制保有」について、いくつかの法改正が論じられる。内容を要約すると、第1に、信託業法では資本金の10分の1以上を国債に供託する義務を持たせていたが、一方でその額は100万円を超える必要はないとしていたため固有勘定の国債所有高の割合は1割3分に過ぎなかった。そこで、法定義務額を10分の3に引き上げて信託会社に4,800万円の消化能力を生じさせる、第2に、生命保険会社の責任・支払準備金は14億8,300万円という巨額に上っていた一方で国債の保有額は8,700万円に過ぎなかった。そのため各種準備金の5分の1を国債保有に向けるような法律を制定すれば、2億900万円の消化能力を新たに生じさせることが可能になる、第3に、貯蓄銀行法によると預金の3分の1以上を国債に供託する事となっているが、預金受入総額の5分の1を超える額については地方債・社債・株式を以って国債に代替しうる事になっておりこの規定の改正が必要、というものであった。

しかし、以上の改正は法制上実行困難である上、資産の急激な転換が経済に及ぼす悪影響も考慮すると多くの問題を抱えており、現実的妥当性については消極的な評価に止まっている。すなわち、前章にみたような金融政策の現状維持・財政政策の転換というスタンスから、強制手段による人為的な消化は実質的な検討対象とはされておらず、市場の趨勢を尊重する形での国債消化が意図されていたのである。

これに続く論点は、国債市価及び貨幣価値の変動と国債消化力の関係である。国債の増発により通貨価値が不安定になった場合に生じる問

題として、次の2点を指摘している。第1は、資本逃避自体は外国為替管理法で統制されていたが、通貨価値の変動が脱法行為を助長する可能性、具体的には、統制外であった商社の国外における収入金の使用などが為替の不安定要因となりうる可能性があること、第2は、物価の騰貴を通じて政府財政支出の増加がもたらされ、さらなる貨幣価値の下落を惹起しうることである。金融機関は既に「国債所有高は殆ど其の飽和点に到達せりと言はざる可らず⁴⁶⁾」という当局の認識から、国債市価・通貨価値の安定は最も重要な政策課題であった。本資料の推計によると、昭和9年9月末の日銀所有国債3億4,900万円に対し、更に手持ちが5億円増大した場合およそ3億円の兌換券が増大、平均発行高は14億6,200万円となり保証発行最高限度に到達する。民間資金需要の増大や年末に見られる財政の散超を考慮すると、限外発行・物価の基調変化という悪影響が懸念される。これの弊害に対して国債売却による過剰流動性吸収で対抗したいのだが、国債市価維持の観点からは既発債の買い支えという相反する政策が必要になる。

以上のような強制保有の否定、国債消化力の限界、通貨価値安定といった観点から「均衡」財政への復帰、「国債漸減」が強く主張される。

「赤字を漸減し何年か後には政府財政も常態に復帰するものなりとの信頼を与ふる様予算を編成すると共に毎年の公債発行も消化能力の限度を超ゆることなき様措置すること此の際の要務なり⁴⁷⁾」

ここでは、国債消化の行詰りへの対応として「消化能力内の国債発行」という方針が明示され、「国債漸減」への明確な政策転換が企図さ

れている。つまり、昭和11年度の予算編成を控え、国債市価の安定・インフレ抑制という金融界からの要求と大蔵省の持つ「均衡」財政への復帰という政策課題が「国債漸減」という予算編成方針として結実したのである。

以上の議論を経て、既に予算編成が始まった10年8月には「我国財政の現状と公債政策（前編）⁴⁸⁾」において、「国債漸減」という課題が予算上の観点からより具体的に論じられることになる。

本資料は、具体的な予算費目に関する分析を通じて「危機」的な財政状況と「国債漸減」の必要性を強調する。まず、将来においても必然的に計上されるであろう経費から歳計全体を予測する。第1は、為替相場の変動に基づく経費で、現在のような為替低位安定策を前提にすると10年度予算程度の経費が恒常化している。第2は、国債費であり、公債利子の月割差増が昭和11年度には約2,000万円増加すること、国債整理特別会計への繰入を万分の百十六へと復活させる可能性も考慮すると、約8,000万円の経費増が見込まれ、元利払いに2億800万円を要することと合わせ、3億700-800万円の支出増と結論づけている。第3は、米穀対策に関する経費で、米穀法では内地米の平均生産費を基準として定めた最低価格で無制限に米を買上げる一方、家計費を基準に定めた最高価格で無制限に売却することになっていることから、8年度末で累計2億3,600万円の損失を計上している。以上の経費に満州事件費並びに兵備改善費の恒常化、文治予算を考慮すると相当の支出増が不可避であると指摘する。

次に歳入についても言及し、いくつかの増加要因を掲げている。第1は、自然増収と増税である。前者については、輸出が加速度的に伸長

した昭和8・9年度のような自然増収が上がるか疑問であるとし、後者についても課税ベースの拡大が社会政策上困難であることから、既に課税されている階層に更なる重課をなさねばならないとして否定的である。第2に、その他の財源をあげている。一般会計と特別会計の調整が問題になり、鉄道益金と通信料金の値上げによる収益増を一般会計に繰り入れることが提案されるが、これも消極的な金額であるという理由で十分な評価は下されていない。

以上の分析を経て「歳入のことを考慮に入れて歳出の案配をするというのであれば現在財政当局の方針としつつある所は正にその通りである」とこと、「今後尚引続き巨額の赤字計上の余儀なきを是認し唯その赤字財政の運営を可能ならしむる限度に毎年の歳計の大きさを定め⁴⁹⁾」ることを結論として掲げる。つまり、赤字国債の発行が不可避である点は認めながらも、歳入=国債発行量を事前に決定した上で歳出の規模を確定すること、すなわち「入るを量って出づるを制す⁵⁰⁾」予算編成への転換を表明しているのである。

以上のように、大蔵省は、国債の強制保有という非市場的な政策運営も含めて、国債管理・財政運営に関する決定的な政策転換を意図していた。しかし、前述の如く、社会・経済的利害を統合するための、金融政策の維持・財政政策の転換という政策スタンスが確定されている以上、非市場的要因は排除される形で政策運営はなされることとなった。本節に明らかなように、昭和11年度以降の予算編成の目的は、軍部の予算要求圧力の増大、国債消化の難渋化という財政「危機」の招来に直面し「大蔵当局に於て断固たる態度に出でざる限り歳計は益々膨張を免れざる⁵¹⁾」として、「国債漸減」を死守、

財政節度の尊重を内外にはっきりと示すことにあった。すなわち、経済が完全雇用状態に接近する時点での資金撒布必要性の解消、インフォーマルな政策指標ではあるものの⁵²⁾、日銀オペの行詰まりと金融市場の硬化という形での政策転換のタイミングは大蔵省において意識されていたのであり、この意味で高橋財政は「円滑な国債管理が保証される範囲内での財政膨張」だったということができる。この初期条件が解消された後は、インフレの顕在化と財政節度の破綻がもたらす社会・経済秩序の崩壊を未然に防ぐため、軍部との対決という重大なリスクを冒しても「国債漸減」への政策転換は成し遂げられねばならなかったのである。

III. 「均衡」財政への復帰と 昭和11年度予算編成

大蔵省内における後期高橋財政への移行に関する議論を明らかにしてきたが、この国債発行方針の転換が現実の政治過程に具現化してくるのが昭和11年度予算編成過程である。「一時の便法⁵³⁾」であった日銀引受が、その経済的な限界を超えて運用されようとした時、大蔵省によって実践知に基づく修正が試みられた。この意思決定過程を明らかにすることが本節の課題である。

1. 昭和11年度予算編成方針の確定

予算編成の先陣を切って昭和10年6月1日「今後の予算編成方針大綱⁵⁴⁾」が主計局において作成される。この大綱は若干の修正を加えられながらも、ほぼ同内容のまま6月25日の閣議において「昭和11年度予算編成方針⁵⁵⁾」として正式に決定される。その主な内容は、1.協力予

算 2.自然増収分の国債漸減 3.一般・特別会計間の調整 4.既定経費の節約と新規経費の抑制であった⁵⁶⁾。

この趣旨は同日、閣議において高橋によって説明された⁵⁷⁾。まず国債漸減についてであるが、昭和8年度以降の財政膨張の抑制、公債新規発行額の漸減から国民の財政に対する信用を維持することが出来た⁵⁸⁾として、これを引き継ぎ維持するために自然増収見込額分の公債発行額を減少させる必要があると述べている。次に新規予算要求に対する大蔵省の査定方針については、各省主管の収入の中には増収を示すものが現れつつあるため、新規経費の要求をする際には、これに付せて収入の増加と経費の節減額に関する具体案を大蔵省に提示させが必要であるとしている。最後に、一般・特別会計間の調整については、特別会計は一般会計と異なり国防費や時局匡救費といった負担の増加が少なく、相当の余裕があるため、この余裕に任せて新規経費の要求を認めては、これ以上経費を負担できない一般会計と特別会計との間に著しい不均衡が生じることとなると指摘している。

続く6月27日、事務次官会議において大蔵次官から予算編成に関する説明がなされる⁵⁹⁾。各省の經理局長並びに会計課長の参加のもと、大蔵省側から予算参考資料及び新規要求概算書が配付され、各省が総花主義的予算要求を押し集中主義的予算要求を実行することによって大蔵査定の範囲を減少するようにとの強い要望がなされた⁶⁰⁾。同日「公債政策に関して」との当局談話を発表し⁶¹⁾、翌月16日には各主査を通じ関係各省に予算要求に関する大蔵省方針が伝達される⁶²⁾。

予算省議に関しては、難航が予想される陸海軍予算は他省庁の予算と切り離して大蔵大臣と

次官、主計局長とで協議されている点は興味深い。11月12日、拓務・通信・外務・大蔵各省、13日、農林省の査定が大蔵省予算省議で決定され、14日、商工中央金庫法案と地方財政交付金については留保されたものの、商工・内務両省の査定を終了、11月26日には軍部を除く全ての省庁との事務折衝が完了する。ここに、協力予算、新規予算要求に対する厳格な査定方針、一般・特別会計間の調整による財源捻出をその手段とし、自然増収分の国債漸減⁽⁶³⁾＝財政節度の回復をその目的とする「空前絶後ともいべき長時間に亘る紛糾を見た歴史的⁽⁶⁴⁾」な軍部との予算折衝が開始される運びとなったのである。

2. 一般・特別会計間調整による財源捻出

まず、一般会計及び特別会計間の調整について見てみよう。8月24日に作成された「一般会計と特別会計との調整に関する具体案⁽⁶⁵⁾」のポイントは「各特別会計の減債基金繰入額を前年度首未償還額の万分の百十六全額とし同額と三分の一との差額だけ一般会計よりの減債基金繰入額を減少すること」にある。つまり、昭和7年の法改正によって従来の三分の一に減じられた減債基金への繰入額を特別会計のみ本来の金額に戻し、そこで発生した繰入増加額を一般会計の繰入額から減少させることによって一般会計の財源を捻出するというのである。この措置は、鉄道・通信事業・台湾各特別会計が昭和10年度予算において万分の百十六の三分の二

への繰入増を行った例⁽⁶⁶⁾を踏襲したものと考えられる。この他にも、表3にあるように南洋庁砂糖出港税の廃止・砂糖消費税の新設による一般会計財源の拡充、特別会計への経費補充金の一部削減などにより、合計831万4,827円の財源を一般会計に生じさせることができると推計している。

実際に公表された会計間調整を見てみると、8月9日、鉄道・通信事業両特別会計がそれぞれ1,500万円、250万円減債基金へ繰入れる旨を正式に内田鉄道大臣、床次通信大臣が言明、同29日、朝鮮・関東局・樺太特別会計等を中心に460万円の減債基金繰入増、経費補充金に関しては関東局が191万円全額が廃止、朝鮮総督府分を半減し700万円の財源を一般会計に捻出する意向を発表した。結局、減債基金繰入額の全

表3 一般会計と特別会計間調整 8月24日案

(単位 1,000円)

事 績	金 額
各特別会計減債基金繰入額の増加	22,519
南洋庁砂糖出港税の廃止	1,444
関東局経費補充金の廃止	1,000
関東局減債基金特別繰入	1,278
合計	26,241
前年度各特別会計減債基金繰入増	17,926
差引計	8,315

注) 南洋庁砂糖出港税の廃止に伴なう砂糖消費税4,364,500円と経費補充金2,909,666円の差額から更に一般会計徴稅費10,829円を引いたものが南洋庁砂糖出港税の廃止の内訳である。

[出所] 「一般会計と特別会計との調整に依り昭和11年度に於て一般会計に生ずべき財源調」(賀屋文書3-32)

表4 一般会計と特別会計間調整10月25日案

(単位 1,000円)

	朝鮮総督府	台湾総督府	樺太庁	関東局	帝国鉄道	通信事業	大蔵省預金部
第1案	1,888	1,766	1,140	2,265	2,718	1,190	3,500
第2案	1,888	1,766	1,140	2,265	5,436	2,380	5,000
第3案	3,776	3,531	2,281	3,398	5,436	2,380	6,800

[出所] 「一般会計と特別会計との調整に関する諸案」(賀屋文書6-30)

額復活と南洋庁砂糖出港税の廃止は回避されており、砂糖出港税収350万円が一般会計に納付されることと決定された。

また、同年10月25日にも会計間調整が検討されている⁶⁷⁾。8月24日案と比較すると、減債基金への繰入を通じた調整・特別会計への補充金の減額は既に決着を見たことから、一般会計への剩余金繰入がメインテーマとなっている。表4を見てみよう。それぞれ一般会計財源の増額を1,593万円（第1案）、2,134万円（第2案）、2,907万円（第3案）の3段階に分けて試算している。内容は、朝鮮総督府・台湾総督府・樺太庁・関東局・帝国鉄道・通信事業各特別会計からの純剩余金繰入、大蔵省預金部特別会計からの繰入であり、これに南洋庁砂糖出港税を加え、経費補充金⁶⁸⁾を控除したものが捻出された財源となる。

10月27日には「一、特別会計から減債基金繰入増を計ること、一、特別会計より一般会計に対し新規に納付金制度を設けること、一、特別会計補充金の改廃、一、南洋庁特別会計の内容改善」という方針が決定され、関東局、朝鮮総督府、樺太、南洋庁各特別会計合計650万円の減債基金繰入、関東局特別会計から一般会計への200万円の納付金、さらに、関東局特別会計への補充金191万円の全廃と朝鮮総督府特別会計補充金の存置を発表した⁶⁹⁾。

3. 継続費の累積と「国債漸減」の死守

次に、軍部との交渉過程に議論を移そう。大蔵省議では各省の概算要求に関し 1. 総額、前年度要求額、前年度予算額の比較を行うこと、2. 新規要求の特色や重要性を確認することが予算査定方針として確認された⁷⁰⁾。表5をもとに各省概算要求の簡単な推移を確認しておこう。

まず、概算要求全体を見ると、前年度概算要求との増減に明らかのように、内務・農林といった時局匡救事業関連官庁の要求額がそれぞれ2,611万5,000円、5,125万7,000円減少しているのに対し、陸軍省は3,420万4,000円、大蔵省が2,801万9,000円の増大を示している。大蔵省については国債の利払い費が半ば自動的に増大する点を考慮すべきであり、陸軍の予算要求の激しさは文治予算に比して突出していることが分かる。次に、新規増加要求額に絞って見てみると一層この傾向ははっきりとし、陸軍省のみが前年度比8,293万3,000円の増大を示す一方で、他の官庁は軒並み新規要求を削減している。最後に協力予算の前提から求められた予算節約であるが、大蔵省が自ら3,560万円もの経費節減を提案しているのを先頭に、内務省に439万8,000円、農林省に56万9,000円の経費節約をそれぞれ提案している⁷¹⁾。これに対し、陸海軍に対する経費節約要求はわずか34万1,000円であり、うち合意に達した金額は8万円に過ぎない。このように、昭和11年度予算編成過程は文治予算の節減と軍事費とりわけ陸軍費の急激な膨張圧力に特徴づけられる。したがって、この陸軍の予算増額要求に大蔵省がいかにして対抗したのかを解明することが後期高橋財政を評価する際の重要な鍵となる。

次に、陸軍予算の査定の推移を示した表6を見てみよう。ここでは査定のポイントを標準予算、新規増加額、新規減少額に分類することが出来るが、新規増加額をめぐる攻防が最も重要なことは説明を要しないであろう。

新規増加額中、圧倒的な比率を占めるのは満州事件費である。これは「国境警備の必要増してきたため在満兵力はいよいよ拡大強化のやむなきに至った⁷²⁾」という説明のもと要求された

表5 各省概算要求と節約額

(単位 1,000円)

	内務省	陸軍省	海軍省	大蔵省	農林省
昭和11年度概算要求	281,546	596,902	718,749	517,971	135,595
前年度概算要求との増減	-26,115	34,204	4,148	28,019	-51,257
新規増加要求額	163,605	492,959	529,738	489,161	93,474
前年度要求額との増減	-33,808	82,933	-6,776	-14,773	-45,475
節約提案額	4,398	169	172	35,601	569
うち各省同意額	2,086	80	0	30,522	249

〔出所〕「昭和11年度概算各省要求に関する諸表」(賀屋文書4-6)

「昭和11年度歳出概算節約額調」(賀屋文書6-1)

表6 陸軍予算の査定動向

(単位 1,000円)

	標準予算	新規増加額				新規減少額
		兵備改善費	資材整備費	満洲事件費	一般新規	
要 求 額	254,508	35,079	97,943	206,535	20,554	-17,716
第一次査定	254,508	1,209	54,000	157,483	3,640	-17,219
第二次査定	254,508	22,329	45,000	165,163	6,156	-17,219
岡崎試案	254,500	24,150	73,480	187,000	10,460	-17,220
陸軍予算	254,507	24,279	55,000	183,274	7,580	-17,137

〔出所〕「陸軍省所管昭和11年度概算要求査定額一覧表」(賀屋文書6-5)

「昭和11年度陸軍予算綱要」(賀屋文書7-6)

経費であり、経常部軍事費1,683万3,661円、臨時部支那駐屯部隊費84万505円の新規減少項目もあるものの、2億653万5,000円という巨額に上る概算要求を提示している。これに対し、第一次査定では約5,000万円の減額修正がなされ1億5,748万3,000円、続く第二次査定では増額が認められ1億6,516万3,000円と決定された。この費目は昭和7年にピークを迎えて以来、年々減額されていたのだが、最終的には1億8,327万4,000円が予算として認められ、昭和7年の水準に戻っている。

次に資材整備費及び兵備改善費であるが、この両費目は分析上若干の注意を要する。要求額自身は資材整備費9,794万2,801円、兵備改善費3,507万8,649円と満州事件費に比して消極的な水準に止まっている。しかし、実はこれらの費

目は継続費であり支出総額における昭和11年度支出分しかこの数字には含まれない。もう少し厳密に見てみると、まず、兵備改善費は経常部に平年額4,209万3,867円、臨時部1億2,820万6,481円を既定継続費中兵備改善費に追加、昭和11年度以降6年にわたってこれを支出するというのが概算要求の全貌であり、その昭和11年度分が3,507万9,000円だということである。資材整備費に至ってはさらに問題がある。そもそも資材整備費という費目は予算書の中には存在しておらず、これは国防充備費に該当する。総額5億379万4,500円を既定継続費である国防充備費に追加、昭和11年度以降5年にわたって支出するという要求がなされており、そのうちの昭和11年度支出分が資材整備費という名目で9,794万3,000円支出するというのである。継続

費が将来の予算を確保するための軍部の戦略である以上、総額でどの程度が査定の対象となつたのかが問題である。

まず、兵備改善費についてであるが、総額でみると昭和11年度－17年度支出分4億2,286万3,550円の要求がなされ、査定の結果2億4,688万3,172円に圧縮されている。昭和11年度分については、当初の要求額3,507万9,000円を一旦一次査定で大幅に減額し、二次査定で2,232万9,000円と増額修正した後、最終的には2,427万9,000円と決定された。一方資材整備費は驚くべきことに、総額で昭和11年度－16年度支出分5億379万4,500円の要求がなされたのに対し、4億円が認められた。11年度分は概算要求が9,794万2,801円、一次査定で5,400万円、二次査定で4,500万円に圧縮され、最終的に5,500万円が予算として認められている。

最後に一般新規であるが、概算要求2,055万4,000円に対し、一次査定364万円、二次査定615万6,000円と厳しい査定が行われており結局758万円が認められた。この一般新規に含まれる費目中、1年限りと限定されたものも多く、継続費の増大をなるべく抑制しようとする意図が伺える。

以上の経過を経て、最終的には5億9,690万2,000円の要求に対し5億750万3,000円の査定が下された。これは、11月29日の最終閣議において承認されたもので、最終的には550万円の財源不足が生じたが、国債は発行せず、拓務省70万円、通信省100万円、商工省80万円、大蔵省110万円、帝国鉄道特別会計160万円、関東局特別会計30万円をそれぞれが負担し合計550万円の財源捻出が行われた。赤字公債の発行は前年度に比べ6,930余万円を減少し、大蔵省の「国債漸減」方針は一応遵守されたのである。

る⁷³⁾。

大蔵省の軍部予算査定を評価するに当たり、継続費の捉え方がポイントになることは言うまでもない。まず、各費目ごとの評価であるが、前節で検討した各省の協力予算での財源補填、会計間調整による財源の捻出を背景に、それぞれの費目にアクセントを付けた査定を行っている。軍部の既得権益である満州事件費⁷⁴⁾は或程度の新規予算増加を承認している反面、一般新規の費目はこれを抑制し、予算の膨張にはある程度の歯止めをかけようとしたことが明らかになった。また、兵備改善費・資材整備費の11年度支出分に対しては、満州事件費に比べかなり厳格な査定を行っていることは注目に値する。

次に、評価が分かれるのは継続費の総額に対する査定動向である。兵備改善費に対しては本文で述べたようにかなり厳格な査定をなしている反面、資材整備費に関しては4億円もの新規増加を認めている。昭和7年以降の継続費の累積過程を明らかにした表7をもとに、昭和11年度予算編成における陸軍予算の査定結果を評価してみよう。まず、昭和9年までの継続費は、将来支出を繰り上げて予算に計上されている。つまり、当該年度の継続費は将来の継続費を先取りする形で認められているのであり、継続費の累積は比較的抑制されている。次に、昭和11年度の継続費をみると、本稿の分析に明らかなように、資材整備費を中心とした新規追加額が増大した結果、繰り上げ支出は姿を消すとともに、追加額並びに改定額の大幅な増大が明確になっている。本表では明らかにされていないが、昭和14年度まで1億円を超す支出が規定額として決定されており、継続費の累積傾向が鮮明になるのである。継続費が一般会計予算と独立に記載される以上、やはり部分的な均衡財政

表7 継続費の動向

(単位 1,000円)

		昭和7年度計画		昭和8年度計画		昭和9年度計画		昭和10年度計画		昭和11年度計画	
		陸軍省	海軍省	陸軍省	海軍省	陸軍省	海軍省	陸軍省	海軍省	陸軍省	海軍省
7年 支出分	規定額 追加額 繰上げ額 節減額等 改定額	22,666 4,125 0 -7,621 26,791	76,102 1,607 -7,604 -1,025 69,080								
8年 支出分	規定額 追加額 繰上げ額 節減額等 改定額	24,906 4,869 0 217 29,992	75,625 0 6,925 2,314 84,864	24,906 633 87,281 1,187 114,007	75,625 65,570 4,094 9,239 154,528						
9年 支出分	規定額 追加額 繰上げ額 節減額等 改定額	34,375 6,443 0 -1,058 39,760	79,318 0 679 -122 79,875	34,375 0 -4,058 492 30,809	79,318 0 0 -626 78,692	33,738 1,050 102,547 -938 136,397	78,692 162,370 6,103 0 247,165				
10年 支出分	規定額 追加額 繰上げ額 節減額等 改定額	49,133 5,141 0 -982 53,292	81,978 0 0 -120 81,858	49,133 0 -5,000 1,588 45,721	81,978 0 500 -1,120 81,358	46,425 472 75,241 60 122,198	81,358 116,094 0 0 197,452	124,198 4,191 0 0 128,336	197,452 80,707 0 0 278,159		
11年 支出分	規定額 追加額 繰上げ額 節減額等 改定額	62,604 4,535 0 -2,468 64,671	85,214 0 0 -32 85,182	62,604 0 -5,386 -168 57,050	85,214 0 1,548 -10,139 76,623	57,305 6 -29,196 -1 28,114	76,623 120,516 -4,000 0 193,139	28,114 795 0 0 28,909	193,139 0 0 0 293,139	52,479 75,860 0 0 128,339	193,139 114,671 -24,000 0 283,810
12年 支出分	規定額 追加額 繰上げ額 節減額等 改定額	80,374 3,579 44 -510 83,443	11,827 0 0 -3 11,824	80,374 0 -10,340 -11,608 58,426	11,827 0 1,895 -13,715 7,309	58,426 0 -47,346 -6 11,074	7,309 157,420 -2,103 0 162,626	11,074 0 52 0 11,127	162,626 84,545 0 0 161,626	31,393 2,000 0 0 115,939	162,626 24,000 0 0 188,626

〔出所〕各年度予算参考書より作成

と言わざるを得ない。

ただし、この資材整備費については、以下の
ような経緯を理解しておかねばならない。資材
整備費の査定は本予算編成において最も紛糾し
た費目の一であり、陸軍内部でも参謀本部と
陸軍省が激しく対立し熾烈を極めた予算要求項
目であった。最終的には総額4億円の6年支
出、初年度5,500万円で決着したわけだが、参
謀本部とは最終閣議の開かれた11月30日ぎりぎ
りまで折衝が続けられ難航に難航を重ねてい
る。そもそも参謀本部は5年計画で総額5億

379万円うち初年度分9,794万円3,000円の要求
をなしたにもかかわらず、大蔵査定は8年計画
総額4億円うち初年度分4,500万円という大変
厳しいものであった。これに対し、参謀本部は
「総額は別として右計画の延長には反対で5ヶ
年に基く年度割の方針⁷⁵⁾」を表明、その後大蔵省
との事務折衝により6年計画総額4億円、初年
度5,500万円で決着した。ところが、直前にな
り参謀本部は「5ヶ年でも長きに失する所を更
に6ヶ年に延長することには絶対反対の態
度⁷⁶⁾」を再度表明、陸軍内部でも議論が紛糾し

予算閣議が頓挫したのである⁷⁷⁾。

このように、資材整備費を巡る大蔵省と軍部、あるいは軍部内部の対立は深刻なものであり、予算査定を通じた大蔵省の努力は正当に評価されねばならない。本稿では、これらの政策対応について、陸軍の法外かつ無秩序な予算要求に対し細かい点では妥協を重ねながらも「国債漸減」という大原則を死守しようとした大蔵省の戦略として継続費の増大を位置付けることとする。それは、名目上の単年度支出である既定継続費を利用した軍部予算要求の処理、あるいは、会計間調整や協力予算による財源捻出といった実践知的対応を背景とした予算膨張圧力への対抗、そして、赤字国債の発行漸減によって財政健全化の努力を公に示したことがその理由である。つまり、「国債漸減」論議において最も警戒された、資金配分へのディストーション・通貨価値の不安定化・財政節度の喪失といった事態を回避するために、文治予算に対しては今日で言うゼロシーリングともいべき厳しい歳出圧縮を要求しながら予算総額を抑制することが第一のアジェンダだったのであり、その範囲内において軍事予算の増大という国家的要請を充足していくことに大蔵省の政策意図はあったのである。

ただし、以上の国債漸減論議・「均衡」財政への復帰といった政策転換は抜本的な税・財政改革を伴うものではなく、自然増収分の国債漸減と会計操作、継続費による収支尻の調整といったネガティブな縫合策によって政策転換が図られたという意味では括弧付きの「均衡」財政だったという点を指摘しておかなければならない。抜本的な税制改革をして大きく均衡を逸していた財政に対して軌道修正を図るのが本来の均衡財政への転換であるが、実際に選択され

た大蔵省の戦略は、自然増収の範囲において国債発行を削減し財政節度の尊重を内外に示す、或いは今日のいわゆる「隠れ借金」に通ずるような会計間の操作を行うといった実践知的な修正にとどまるものであった。その意味で、大蔵省の組織目的はあくまでも国債漸減による財政の信用回復、その政策課題と矛盾しない範囲での軍事費の膨張という点にあったとみるべきであろう⁷⁸⁾。

結語

新規国債の日銀引受発行は、無制限な通貨発行を可能にするとともに事実上の管理通貨制への移行をもたらした。この制度を担保として軍部は熾烈な予算要求を財政当局に加え、軍事予算は変態的膨張を遂げた。このような従来の評価に対し、本稿では、政策決定過程、とりわけ、大蔵省の実践知に基づく政策対応という視点から高橋財政の持つ枠組みを検討してきた。

まず、戦時財政との比較でおおまかな検討をしておくと、そもそも大蔵省では「戦時に於ては理論を超越し総てを犠牲とした財政経済政策実行の必要を生ずべし然れども平時に於て之に類似の政策を採る事は真実戦争となりたる時其経済的戦闘力を夫れだけ弱からしむこととなる⁷⁹⁾」という記述に代表されるように、明確に戦時財政を念頭に置きつつも、この時点での立法その他の強制措置を前提とした財政膨張は強く否定されていた。また、馬場財政期の追加的金融政策の発動・国債の低利借換えと高橋財政期の現状維持的金融政策、および、戦時財政期の日銀引受の「節度なき運用」と高橋財政期の「国債漸減」政策への転換、これらの対照的な政策姿勢からも、戦時財政と高橋財政の区別

は強調すべきだというのが本稿の立場である。

次に、「制度のメカニズムと政治的要因」という論点に立ち返り総括しておこう。

日銀引受が安易な財政膨張を招來したという点は、戦後における財政法の制定という事実からも分かるように明白な事実である。しかし、日銀引受それ自体が持つ制度的メカニズムの問題と日銀引受を道具とした政治的意図＝軍部の予算要求とは区別して論じられるべきであるというのが本稿の第一の結論である⁸⁰⁾。これらを混同した財政史研究の視点では、経済史研究によって提示された経済的なパフォーマンス、日銀引受による資金撒布と日銀オペを通じた前期高橋財政期の機動的・効果的な財政運営に対する正当な評価は出来ないように思われる。また、後期高橋財政における引締め過程を、政治的要因に対する大蔵省の実践知的修正として位置付することで、経済史では十分に検討されてこなかった政策転換も明らかに出来るのである。

このような観点に立つと、国債の発行量を漸減することで日銀引受の「節度なき運用」を回避しようとしたこと、具体的には「国債消化の難渋化と金融市场の硬化」というインフォーマルな指標ではあるが、政策転換のメルクマールが大蔵省の政策体系の中に内在しており、危機的な実相の解明が進んでいたことには注目すべきである。予想された政治的な圧力、すなわち、「一次の便法」が「常道」になる可能性に対しての理論武装が「国債漸減」論議だったのであり、前述したインフォーマルな政策指標を背景に「危機」への対応として引締め政策へと転換していった政治過程が昭和11年度の予算編成だったのである。

では、政治的要因への抵抗、つまり軍事費への大蔵省の具体的な対応はいかなるものであっ

たのか。行論に明らかにしたように、財政当局における第1のアジェンダは、通貨価値の安定・円滑な国債消化＝予算膨張の抑制・「国債漸減」にあった。これに対し、大蔵官僚は、今日の隠れ借金にも通じる一般・特別会計間調整、継続費累積による限定的予算均衡、あるいは協力予算による財源捻出、文治予算に対するゼロシーリングともいべき厳しい予算査定、これらの実践知的対応によってアジェンダを達成していったのである。ただし、ここで念頭に置かれたのは、インフレやクラウディング・アウト、国際収支の変動といった実体経済へのディストーションを回避できる範囲内に財政の膨張を抑制するというマクロ経済的観点からの「財政の健全性」だったのであり、軍部予算の膨張を回避すべきであるという政治規範的な意味での「財政の健全性」とは区別されていた点は注意が必要である。その結果、インフレ回避・財政節度の回復という課題に対して実践知的対応で修正を試みる一方、結果的には「国債漸減」が達成される範囲内での軍事費の膨張を容認することとなった。これが、本稿第二の結論である。

最後に、以上の結論を本稿の視点である大蔵省の実践知から読み直しておこう。「日銀引受縮小の現実的基盤が存在したかについてはかなり否定的たらざるをえない⁸¹⁾」と伊藤正直も述べているように、インフォーマルな財政統制には限界があった点を認めなければならない。これは、議会による財政統制の脆弱化、その反作用としての大蔵省による財政統制の強化を背景とした、大蔵官僚の実践知的な対応に限界があったことを意味している。つまり、国外的には軍拡競争とブロック経済化の進行というグローバルな環境変化、国内的には日銀引受を背

景とした管理通貨制度への移行という構造変化にさらされた時、議会を排除したインフォーマルな政策手段は、財政拡張期である前期高橋財政では、日銀引受・日銀オペを通じた機動的な財政統制を可能にした反面、日銀オペが行詰まる後期高橋財政では、財政膨張を自律的に反転させるメカニズムの欠如から、引締め困難・日銀引受への政治圧力の増大という形で限界を露呈するのである。

「一時の便法」である日銀引受が「一時」でなくなる時、大蔵省は実践知的抵抗によってその修正を試みた。しかし、周知の如く日銀引受は軍事費調達の「常套手段」と化していく。議会による財政統制が形骸化された後、大蔵官僚による実践知的対応もその限界をあらわにしていったのである³²⁾。

注

- 1) 『昭和財政史VI 国債』1954年、大蔵省昭和財政史編集室編、日本銀行調査局「満州事変以後の財政金融史」1970年『日本金融史資料昭和編』27巻、日本銀行調査局、島恭彦『大蔵大臣』1948年、岩波書店、宮本憲一「昭和恐慌と財政政策」1968年、『講座日本資本主義発達史論』3、日本評論社、島謹三「いわゆる『高橋財政』について」日本銀行金融研究所『金融研究』2巻2号、1983年など。
- 2) 前掲、島恭彦『大蔵大臣』260-261頁。
- 3) 三和良一「高橋財政下の経済政策」1979年、東京大学社会科学研究所『ファシズム期の国家と社会2 戦時日本経済』、東京大学出版会、170頁。
- 4) 例えば長幸男「高橋は清と危機=転換期の財政政策」1963年、『日本経済思想史研究』、中村隆英「『高橋財政』と公共投資政策」、並びに、原朗「1920年代の財政支出と積極・消極両政策路線」1981年、中村隆英編『戦間期の日本経済分析』、山川出版社、前掲、三和良一「高橋財政下の経済政策」など。
- 5) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』1971年、岩波書店、203頁。
- 6) 本稿では日銀引受そのものを分析の対象とはしない。日銀引受については、日銀引受の採用によって国債利廻りを中心とした金利体系がもたらされたと指摘する中島将隆『日本の国債管理政策』1977年、東洋経済新報社、日銀引受が日銀内部でも肯定的に受け取られていた事を示し、「市場原理を前提とした市場管理政策」との位置付けを高橋財政に与えた伊藤正直『日本の対外金融と金融政策』1989年、名古屋大学出版会、昭和7年度の一連の制度改革を新規公債政策の推移と政策要求への対応という観点で捉えた永廣顕「国債発行方法の転換過程」『証券経済』第177号、日本証券経済研究所、1991年9月、などがある。
- 7) 前掲、島謹三「いわゆる『高橋財政』について」114頁。
- 8) 前掲、三和良一「高橋財政下の経済政策」170頁。
- 9) 昭和7年度以降の一般会計歳出予算は、昭和7年19億5,014万円、昭和8年度22億5,466万円、昭和9年度21億6,300万円、昭和10年度22億647万円、昭和11年度22億7,813万円であり、昭和9年以降の伸びを見ると明らかに抑制的である。本稿では後述するごとく昭和9年下期の金融市場の動搖を境界に前後期に区分する。
- 10) 前掲、島謹三「いわゆる『高橋財政』について」116頁。
- 11) 前掲、三和良一「高橋財政下の経済政策」121頁。
- 12) 前掲、原朗「1920年代の財政支出と積極・消極両政策路線」87頁。
- 13) たとえば、暗黙知とのかわりで捉えた実践知として Michel Polanyi「暗黙知の次元」1980年、紀伊国屋書店。
- 14) 「最近の定期預金利下の状況」『津島文書 金利問題2』日付不明。
- 15) 「昭和9年1月以降の定期預金利下げに付て」『津島文書 金利問題2』日付不明。
- 16) 前掲「公債消化問題に関する若干の参考資料（其の一）」。
- 17) 前掲「昭和9年の本邦金融界の概況」。
- 18) 「公債消化問題に関する若干の参考資料（其の一）」『津島文書 公債消化問題』昭和11年2月1日。
- 19) 前掲、「『高橋財政』と公共投資政策」、131頁。
- 20) 資金需要や金融市場の分析は前掲、日本銀行調査局「満州事件以後の財政金融史」に詳しい。
- 21) 「昭和9年の本邦金融界の概況」『津島文書 公債消化問題』昭和10年2月27日。
- 22) 前掲、「公債消化問題に関する若干の参考資料（其の一）」。
- 23) 前掲「昭和9年の本邦金融界の概況」。
- 24) 東京銀行集会所『銀行通信録』第584号、196頁。
- 25) 同『銀行通信録』第586号、巻末統計。
- 26) 『エコノミスト』17号、6頁。
- 27) 高橋龜吉『現代公債政策』1937年、千倉書房317頁および、325頁。
- 28) 「金輸出再禁止後の我国金融事情」1936年、金融研究会103頁。
- 29) 普通銀行全体でコール市場に放出された資金は、昭和8年を例にとると4億2,031万8,432円であるのに対して、コール市場からの借入は6,841万8,324円に過ぎなかった。
- 30) 前掲「昭和9年の本邦金融界の概況」。
- 31) 前掲「昭和9年の本邦金融界の概況」。
- 32) 「建議書」『津島文書 金利問題2』昭和10年日付不明。
- 33) 『金輸出再禁止後の我国金融事情』1936年、金融研究会103頁。

- 会、103-106頁。
- 34) 前掲『銀行通信録』584号、185頁。
- 35) 朝日新聞経済部編『朝日経済年史臨時特号 昭和財界史』1936年、101頁。
- 36) 以上、前掲「昭和9年の本邦経済界の概況」。
- 37) 以下、『日本銀行調査月報(上)・(中)』各年度版、日本銀行調査局より。
- 38) 「今後における公債消化力の限度」「青木文書 公債政策」昭和9年7月30日。本資料では大きく分けて1. 銀行及び郵便貯金の増加との関係、2. 銀行の営業政策上国債を所有しうる限度、3. 民間資金との競合、4. 公債民衆化・立法その他の強制保有の4点について検討されている。
- 39) 「公債発行限度に関する調査」「青木文書 公債政策」昭和10年1月20日。
- 40) 「大蔵日銀当局金融懇談会」「津島文書 大蔵・日銀・正金懇談会資料」昭和9年8月15日。
- 41) 以上の日銀当局の見解は、先に触れたコール市場の消極的な位置付けを裏付けている。つまり、唯一の自由性市場と評価されるコール市場が発する金融引締まりのシグナルは重要視されていないのである。金融恐慌後の金融市場の混乱、金利メカニズムの機能不全が明らかである。
- 42) 前掲『銀行通信録第』第585号。
- 43) 本章で見た様に、政策転換の契機として「藤井財政」は、再度検討・評価されるべき課題である。しかし、連続した政策主体たる大蔵省の政策体系をみることで、一貫した転換の説明が可能になるのである。
- 44) ここで利用した資料以外の国債漸減に関する資料としては、津島文書「公債政策に関する件」「津島文書 財政の現状及将来【内審説明】」昭和10年6月14日、「公債政策に関する件」「津島文書 財政の現状及将来【内審説明】」昭和10年6月27日などがある。
- 45) 「国債発行限度に関する調査」「青木文書 公債政策」昭和10年1月20日。
- 46) 前掲「公債発行限度に関する調査」日本では預金の大半を占める当座預金に対しても付利し、諸外国に比べ金利コストがかなり高率になっている一方、支払準備として現金準備と異なり金利収入をもたらす国債は人気を博し利回りが低下していった。その結果、甲種銀行の利潤は僅か3厘、乙種銀行に至っては逆転になるケースさえ見られるようになっていた。
- 47) 前掲「公債発行限度に関する調査」。
- 48) 「我国財政の現状と公債政策(前編)」「津島文書 財政の現状及将来【内審説明】」昭和10年6月14日。
- 49) 前掲「我国財政の現状と公債政策(前編)」。
- 50) 前掲「我国財政の現状と公債政策(前編)」。
- 51) 前掲「公債政策に関する件」。
- 52) 議会による財政統制が形骸化する反面、大蔵省による財政統制は強化される。つまり、議会の制約を離れた、実践的対応によって財政を統制すること、これがインフォーマルなという意味である。議会による財政統制の形骸化は戦前の政治史では通説となっている。さしあたり、升味準之輔「日本政党史論 第6巻」1980年、東京大学出版会、辻清明・林茂「日本内閣史録 3」1981年、第一法規出版株式会社、参照。
- 53) 深井英五『回顧70年』1941年、岩波書店。
- 54) 「今後の予算編成方針大綱」「賀屋文書 昭和11年度予算 1-11」昭和10年6月1日。
- 55) 昭和10年6月25日閣議決定『賀屋文書 昭和11年度予算 1-28』。
- 56) これまでの国債発行削減には、昭和9年度の通信事業特別会計設置による一般会計の縮小、昭和10年度の時局匡救事業の打ち切りに伴う支出減、といった需要サイドの減少要因が背景にあった。しかし、国債漸減論議を経た11年度の予算編成では、国債発行の削減額を租税収入の動向にリンクさせることによって「国債漸減」を制度化した点が重要である。本予算編成もこの「原則」を巡る大蔵省と軍部の攻防と解釈出来る。
- 57) 「各省は財政の全局を稽へ國務の緩急を較量するに十分なる考慮を払い予算編成に協力すること」「昭和11年度予算に於ける歳入の自然増収見込額を目安として之が減少を図ること」「特別会計には歳入の状況良好にして經理上比較的余裕存し……一般及特別会計相互間の調整に關し適當なる方策を講ずること」「各省は既定經費の節約を為すと共に收入あるものは其の増加を図り新規經費の要求は出来得る限り之に其の財源を求むること」前掲「昭和11年度予算編成方針」第1点を評して津島寿一はいわゆる協力予算の画期になったと指摘している。津島寿一「高橋は清翁のこと」1962年、芳糖隨想第9集。
- 58) 「昭和11年度予算編成方針説明」「賀屋文書 昭和11年度予算編成 1-29」昭和10年6月25日。
- 59) 「無題」「賀屋文書 昭和11年度予算編成 1-24」。
- 60) 『東京朝日新聞』昭和10年6月28日。
- 61) 前掲「公債政策に関する件」。
- 62) 「昭和11年度概算要求方に関する件」「賀屋文書 番号なし」昭和10年7月16日。
- 63) 具体的な省内論議については主計局が作成した「昭和11年度に発行すべき公債を前年度予定額より減少せしむる目安とすべき自然増収額」「賀屋文書 昭和11年度予算編成 7-8」昭和10年11月24日が残されている。これは国債漸減に寄与する自然増収を測定するため、交付金や租税の払い戻し等の支出増を自然増収から控除し実質的な自然増収を概算したものである。直後の11月26日第1回予算閣議のための推計と推測される。なお、これに先立って6月14日と8月21日にそれぞれ歳計試算が行われている。(「昭和11年度歳計試算」「賀屋文書 昭和11年度予算編成 1-18」昭和10年6月14日、同「賀屋文書 昭和11年度予算編成 3-24」昭和10年8月21日)しかし、軍事関係予算と行政費を前年度と同額としている上、自然増収を考慮に入れておらずあまり有用な試算とは言えない。さらに、12月9日に自然増収とそれ以外の収入増を考慮に入れ財政余剰を測定したもう一つの試案が作成されている。(「昭和11年度歳入概算」「賀屋文書 昭和11年度予算編成 7-9」昭和10年12月9日)。
- 64) 前掲、津島寿一「高橋は清翁のこと」263頁。
- 65) 「一般会計と特別会計との調整に関する具体案」「賀

- 屋文書 昭和11年度予算編成 3-32』。
- 66) 『東京朝日新聞』昭和10年8月29日。
- 67) 「一般会計と特別会計との調整に関する諸案」『賀屋文書 昭和11年度予算編成 6-30』。
- 68) これは、前述した南洋庁砂糖出港税収の一般会計への納付に伴う南洋庁の歳入源を補填する目的で、出港税の三分の二を同特別会計に還付するというものである。
- 69) 『東京朝日新聞』昭和10年10月28日。
- 70) 「予算査定方針に関する第1回省議打合事項」『賀屋文書 昭和11年度予算編成 3-30』昭和10年8月23日。統いて、概算要求における重要問題に対する取り扱いや普通歳入増加のための方策、各省概算要求書の交換に関する件案等も議論されている。
- 71) 以上に分かるように、文治予算に関しては協力予算の方針のもとかなり円滑に予算折衝が進んでいた。昭和10年11月23日付東京朝日新聞でも「各省共争奪を避け協力の実顯著」と見出しを付けているし、同25日の論説でも「今回の予算編成の大きな特質の一つは、確に陸海両省を除き、往来の予算分担主義から協力主義へ一転換を來したところに存するといへるだらう。」と述べられている。
- 72) 朝日新聞経済部編『朝日経済年史臨時特号 昭和財界史』1936年、61頁。
- 73) 前掲、津島寿一『高橋是清翁のこと』290-294頁。ただし、前掲「昭和11年度に発行すべき公債を前年度予定額より減少せしむる目安となすべき自然増収額」では8,994万9,581円、前掲「昭和11年度歳入概算」では8,976万6,581円と自然増収額を見積っており、いずれにせよ自然増収相当額の国債漸減は達成されなかった。
- 74) 満州事件費は単年度経費であるため新規増加に加わるが、実質的には既定費目である。
- 75) 『東京朝日新聞』昭和10年11月27日。

- 76) 『東京朝日新聞』昭和10年12月1日。
- 77) 津島寿一も「軍部内における不統制、特に少壮将校連の下克上の傾向がこの予算審議を通じて著しく露骨となりつつある事を体験して、前途真憂に堪えないものを感得し、暗い思いに沈んだのであった」と述べている。前掲、津島寿一『高橋是清翁のこと』292頁。
- 78) しかし、通常の経費を抑制する一方、軍事費のみを例外扱いとした大蔵省の実践的財政統制は、軍部の予算拡張主義への大きな抜け道となったのであり、このような財政統制が持つ限界という留保が必要であろう。
- 79) 「公債発行限度に関する調査」『青木文書 公債政策』昭和10年1月20日。
- 80) 「国家権力を掌握した軍国主義は、日銀引受による国債発行の前例があろうがなかろうが、自分たちの望む軍事費を調達した」という指摘に見られるように、制度運用による制御可能性という視点から、制度メカニズムの問題と政治的要因とを区別した評価がこれに該当する。小宮隆太郎「ケインズと日本の経済政策…是清・湛山・亀吉の事績を通じて」金森久雄編『ケインズは本当に死んだのか』1996年、日本経済新聞社、139頁。
- 81) 前掲、伊藤正直『日本の対外金融と金融政策』341頁。
- 82) このような赤字財政に対する財政統制と実践的問題は、異なる文脈ではあるが今日にも通じる問題がはらまかれている。この点に関しては稿を改めて再度実証されねばならない。赤字財政・財政統制に関する議論としては、A. Premchand, *Public Expenditure Management*, International Monetary Fund, 1993, Gunther Bröker, *Government Securities and Debt Management in the 1990s*, OECD, 1993参照。

(東京大学大学院経済学研究科博士課程)